

## 平成 30 年度 第 1 回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 平成 30 年 4 月 20 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2、会議場所 播磨町役場 3 階 A 会議室

3、出席委員氏名

1 番 佐伯 幸男	2 番 福壽 洋三	3 番 日和佐 修	4 番 井澤 信良
<del>5 番 藤谷 昇</del>	6 番 三宅 孝英	7 番 浅原 清治郎	8 番 梅谷 良治
9 番 岩本 宏司	10 番 澤田 秀隆		

出席委員 9 名 欠席委員 1 名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主査 玉川 恵

5、議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出のこと

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出のこと

議案第 3 号 平成 29 年度播磨町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価のこと

議案第 4 号 平成 30 年度播磨町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の作成のこと

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借契約解約の通知報告のこと

## 平成30年度 第1回播磨町農業委員会

日時：平成30年4月20日

開会 午後1時30分

○議長 本日の議事録署名委員でございますが、1番の佐伯委員と2番の福壽委員にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議案に入りたいと思っております。第1号議案「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 はい、ありがとうございます。それでは、1番、私のほうが現地調査をいたしましたので、御説明させていただきます。場所は4ページの地図を見ていただきますと、■■■■のすぐ北側にある土地でございます。今回、これは今、■■■■で上がっておりますが、9ページをお開きいただきまして、ナンバー4、■■■■、同じ田が■■■■でも上がっております。説明いたしますと、この■■■■の土地が■■■■の土地の東側の部分を住宅用地として確保したいというようなことで、現状は畑、写真で見ますと、1枚目の一番上の写真でございます。既に畑になっておりまして、当初は野菜が植えられていたが、御主人が亡くなられて、今は野菜が植えられずに雑草が生えているという状況です。既に土地の半分が、この土地の西側のほうにつきましては、駐車場用になっておりまして、今回はこの■■■■の土地を除いて、■■■■で出てきますところと、既に西側の駐車場用地と合わせて、住宅を建てたいという御希望でございます。何ら現地を見させていただいて、また御本人ともお話もさせていただきましたが、問題はないかなと思っておりますので、よろしくお願ひ

したいと思います。それでは、皆さん方から御意見がございましたら、お聞きしたいと思います。特にございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 市街化区域の転用ですので、転用届を受理することに決定いたしましたと思います。次に、2番を現地調査されました梅谷委員の御報告をお願いいたします。

○梅谷委員 5ページのほうをお開き願いたいと思います。これにつきましては、角に■■■■のガソリンスタンドがあります。そこを北のほうへ上がっていただいたところにあります。分譲住宅にするのに当たって、土地の右側のほうに畑として一部残っています。そこへ行くための通路ということで、このたび申請が上がっております。それで、始末書が出たのですが、この始末書につきましては、一応、既に工事が始まっていますので、そのための始末書ということで聞いております。以上です。

○議長 今、御説明がございましたが、特に問題はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ないようでございます。これも市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定いたします。次に、3番を現地調査されました佐伯委員、御報告をお願いいたします。

○佐伯委員 地図は6ページ、写真は1枚目の一番下になります。場所は■■■■の南西になりますけれど、■■■■との交差点というか、■■■■のちょうど南ぐらいです。耕作放棄といえますか、果樹が二、三本植わっているような土地です。ここも区画整理されたところで、もう周りに農地がございません。南西に少しだけ残地があるのですが、これも同じ■■■■さんの持ち物で、ここに植わっている植木を移した

いというようなことを言っていました。他に影響はないと思いますので、よろしく御審査のほどお願いします。

○議長 説明がございましたが、意見、質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 これも市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定したいと思います。続いて、議案第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明(別紙参照)

○議長 それでは、まず1番目を現地調査していただいた佐伯委員の報告をお願いいたします。

○佐伯委員 地図は11ページ、XXXXXXXXXX、これはXXXX小学校とXXXX公園、ちょうど間にありまして、北東側の土地が昨年、5条で転用届があった土地です。これの南西側と真南に農地が残っていますけれど、転用について隣接の同意を得られているそうなので、問題はないかと思います。区画整理された土地ですので、他への影響というのもほとんどないと思います。

それから、次が、XXXXのXXXX、地図が12ページ、これがXXXX公園、小さい公園、これの真西側ぐらい、100メートルぐらいのところには位置してありまして、ここも区画整理された土地で、隣のXXXXさんが所有者です。ここも道路が1つで、あと三方が宅地になってありまして、農地が存在しません。ここも問題ないと思います。

○議長 皆様方、御質問はございませんか。一等地ですね。

○佐伯委員 そうですね。

○議長 御質問がないようですので、農地転用届を受理することに決定いた

したいと思います。次に、2番を調査されました福壽委員に報告をお願いいたします。

○福壽委員

2番、3番、一緒によろしいでしょうか。

○議長

一緒をお願いします。

○福壽委員

藤谷委員のほうが現地調査もしていただいております。本日、所用でお休みということなのですが、私のほうに藤谷委員からも調査内容を聞いております。まず、■■■■さんの土地なのですが、地図は13ページになります。左下のほうに交差点、信号がありますが、その左が■■■■■■■■■■になっています。中学校があって、■■■■の北側に位置します。今回、対象の土地の■■■■さんのところなのですが、■■■■■■■■■■の■■というところで、真ん中あたりに■■■■さんのおうちがあるのですが、その左と言いますか、小さな土地です。写真が2ページの3つ目、こちらのほうが、このたび■■■■さんのほうで、そのままおうちの方に売却という手配になっています。

次、3番です。こちらのほうも同じく、地図は13ページということで、1番、■■■■■■■■■■の■■■■の■■、これは■■■■■■■■■■さんの土地です。こちらのほうは矢印をしていますように、赤字で■■■■と書いたところの土地になります。写真につきましては2ページの一番下、ビニールハウスが3つ建っているところになります。続いて、同じく■■■■■■■■■■さんの土地、46平米になるのですが、こちらのほうは地図で言いますと、■■■■■■■■■■の■■ですね。細く下のほうに延びているところ、こちらのほうが対象の土地になります。写真につきましては、3ページの一番上で、進入路ということですが、■■■■■■■■■■の■■ですね。先ほどの土地のほうの進入路

になります。

続きまして、■■■■さんのほうの土地になるのですが、こちらのほうも■■■■の■■■■の■■■■というところで、地図のほうは、ちょっと探しづらいのですが、見ていただきまして、先ほどの■■■■の字、赤字の、その下のほうに長くなっている部分になります。写真のほうで確認していただきますと、赤い点線で先ほど■■■■さんのハウスが3つあったところの一部が右側に載っています。その隣の細い土地というようになっています。続きまして、■■■■さん、■■■■の■■■■というふうなところで、こちらのほうは先ほどの■■■■さんの家ですね、その右下と申しますか、その位置で四角になっているところです。写真のほうで申しますと、4ページ一番上というところで、左手、■■■■さんの白いおうちを見て、赤のくくっているところというところになります。こちらのほうですね。保全管理しているようになっています。

続きまして、■■■■さんの■■■■の■■■■、614平米なのですが、こちらのほうが地図13ページで申しますと、■■■■というところで、ちょうど■■■■の側道がありまして、■■■■、■■■■さんの土地なのですが、ちょっと細長くなっているような形になります。両サイド、下のほうも駐車場で、上のほう、白いところは何も書いていませんが、これはたしか役場の土地だったと思います。写真のほうで申しますと、4ページの真ん中で、この住宅の奥の土地になります。

次に■■■■さんですが、■■■■というところで、こちらのほうは、先ほどの■■■■さんのところからもう少し左上の土地になり

ます。平米数が737ということで、写真のほうは4ページの一番下で、先ほど[ ]さんのところの土地のビニールハウスの手前のほうということでなっています。ちょうど、先ほど言いましたように、駐車場のほうから撮っているような写真になります。

続きまして、同じく[ ]、119平米、[ ]さんです。こちらのほうは[ ]なので、先ほどの役場の真っ白のところ駐車場と言っていました、そのもう少し上のところですね、住宅が2軒ある、その奥になります。写真のほうで言いますと、それが5ページの一番上が[ ]さん、[ ]のほうの写真になります。

同じく[ ]さんで、地番が[ ]、[ ]平米というところで、土地のほうですが、先ほどの土地の左下のところになります。写真のほうは5ページの真ん中です。こちらはずっと一連した形でそれぞれ水路も通っていますが、このような形で[ ]のほうで開発が入ります。

結局、農地がこれで全部、ここについては隣接するところはなくなります。1つだけ、一番上のほう、先ほど言いました[ ]、[ ]さんのところの土地ですね、その角地ですね、白いところがありますが、ここは畑が残ります。唯一、ここだけが農地として残るような形になります。今回は、対象外になるのですが、ここについてはパイプラインのほうに来ていまして、今の畑と載っていませんが、ここに大きな水路がずっと南に向けて道沿いに走っていますので、そちらのほうに排水は可能です。以上です。

○議長

たくさんの案件、御説明がございましたが、皆様方のほうから御

質問、御意見はございませんでしょうか。

○梅谷委員

開発としては大きいですが、入る進入路が狭いですね。

○福壽委員

そうですね。水路のほうから・・・・・・・・。

○事務局長

基本的には開発後の道路は、延長が長くなると、通り抜けを必ずしないといけないということで、進入路は2つつくる計画になっております。同じところからなのですが、少し距離を置いて、2カ所、都市下水路の上に床板をかけて、通路をつけるという形になるかと思えます。

○梅谷委員

消防法の関係ですか。

○事務局長

いいえ、都市計画法の開発許可の関係です。

○議長

皆さん、御意見、御質問はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

市街化区域の転用ということで、転用届を受理することにいたします。次に、4番、私のほうから御説明させていただきます。地図は14ページを見ていただきたいと思います。写真は5ページの一番下でございます。先ほどの■■■■で御説明しました土地の西側の部分でございます。今、保全管理というような状況で、何ら問題のないと思えます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

皆さん、御意見、御質問はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

市街化区域の転用ということで、転用届を受理することにいたします。続きまして、5番目を調査されました。

○梅谷委員

15ページを開けていただきたいと思います。これも■■■■の真ん中になります。今回、申請に上がっているところにつきましては、60年ぐらい前にはもう、貸し住宅、家が建っていました。20



年ぐらい前に更地にされたところですが、それと、その下、現在はもう更地になっているのですが、                    だったところと、ここを一括して分譲住宅にしてしまうという計画らしいです。もう何も無いところなので、何ら問題はないかと思えます。

○議長                    これは、6ページが一番上ですか。

○梅谷委員                そうです。6ページが一番上の写真になります。上のほうに家が見えていますけれど、それより少し下につきましては、別の所有者になっていきますので、ここに水道栓みたいなものが出ている、その少し上が今回、申請の土地になります。          さんという、大きな屋敷だったのですが、もう管理ができないということで、10年ぐらい前に潰してしまって、このたび分譲住宅にされるようです。

○議長                              さんの家の東側ですね。

○梅谷委員                そうです。

○議長                    ここは空き家も多いですね。

○梅谷委員                多いですね。道が狭いです。

○議長                    御意見、御質問はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長                    市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することにいたします。続きまして、6番、現地調査をされました三宅委員、報告をお願いします。

○三宅委員                地図は16ページ、                                    ということで、新幹線の北側のほうで、位置的には                    が左側にありますけれど、それから50メートルか100メートル側道を東にいったところですが、角っこを上へ上がりますと、                    があります。

写真では6ページの真ん中です。周囲はほとんど住宅地です。他に影響はないと思いますので、よろしく御審査のほどお願いします。以上です。

○議長 皆さんから御意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 これも市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することといたします。次に、7番を現地調査されました梅谷さん、お願いいたします。

○梅谷委員 17ページをお開き願いたいと思います。写真につきましては6ページの一番下になります。[ ]から[ ]のほうへ少し行っていただいたところの角地になります。それで、ここは周りももう全て住宅地になっていますので、ここの田んぼだけ残っていたということでございます。それで、ここは後でまた出てきますけれど、小作地です。それで、[ ]さんがつくっておられた小作地になります。別に何ら問題はないかと思えます。

○議長 特に御意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたします。

続きまして、議案第3号「平成29年度播磨町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明(別紙参照)

○議長 今までから、これは県のほうに提出しているのですね。

○事務局 はい、県のほうに提出しています。

- 議長 　　　　　　では、一つ一ついきましょうか。平成29年度の点検・評価、ごらんになっていかがでしょうか。御質問等はありませんか。
- 議長 　　　　　　農家台帳では田と畑はかっちり分けているのですか。
- 事務局 　　　　　田と畑で分けて記載しています。
- 議長 　　　　　　そこからピックアップした数字が11ですか。
- 事務局 　　　　　国が作成した作物統計調査というものが、インターネットから見られるのですが、そこからのデータです。
- 梅谷委員 　　　　　もう1カ月ほどしたら、作付調査というのがありますよね。
- 事務局 　　　　　そうですね、あります。
- 梅谷委員 　　　　　そのときに野菜と書いていたら、畑ということになるのか、そうではないのですか。
- 議長 　　　　　　それは田んぼにもなりますよね。
- 浅原委員 　　　　　質問、いいですか。農家数というのがありますよね。この農家数という農家の定義って何ですか。農家台帳の戸数といったら、もっと多いでしょう。
- 事務局 　　　　　農家台帳の戸数はもうちょっと多いですね。
- 浅原委員 　　　　　これ、何か制限がかかっているのかと思って。
- 事務局長 　　　　　こちらの農業センサスの農家数ですが、ここの農家という定義は経営耕地面積が10アール以上されている方。
- 浅原委員 　　　　　やっぱり。1反以上ですね。
- 事務局長 　　　　　そういうことになっていますね。
- 浅原委員 　　　　　1反以上でしたら、こんなもんですね。
- 梅谷委員 　　　　　1反以上でしたら、          では、農家戸数は30戸ぐらいありますけれど、1反以上、数えるほどしかないですね。
- 岩本委員 　　　　　うちも一緒です。数軒ぐらいしかないです。

- 事務局長                   もう1つの定義があって、農産物販売金額が15万円以上、この2つで農家という定義にしているみたいです。
- 議長                       前も言ったと思いますけれど、経営農地面積というのがあって、稲美町が播磨町の32%、加古川38%で、明石が15%、高砂が6%ということですから、稲美町で30倍、加古川で40倍近い、明石で15倍、本当に播磨町は面積そのものが少ないし、面積のうちの人工島がかなり占めていますね。
- 事務局長                   そうですね。市街化区域だけで、そもそも92%から93%ぐらいを占めていますので、そこが大きい要因かなと思います。
- 議長                       もう一度、目を通していただいて、次回、6月ですね。
- 議長                       次に、議案第4号「平成30年度播磨町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の作成のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局                   議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長                       聞き漏らしているかもわからないですけど、遊休農地の0.3%というのは、どれを積み上げた数字と説明はありましたか。
- 事務局                   これは播磨町で現在、把握している遊休農地の所有者さんが3名いるのですが、面積の大きい方の数値を記載しています。
- 議長                       例えば、          さんところでしたら、去年刈ってくれたじゃないですか。去年は。今まで刈ってくれてなかったところが、刈ってくれた場合、この0.3から減らないのですか。
- 事務局                   刈っても、またすぐ伸びてきてしましまして。
- 岩本委員                 年に1回は刈ってくれてもね。
- 議長                       それは今までと変わらないということですか。

○議長 たとえ0.3を0.2にでもできたら、遊休農地は何とか減らしたいと思っています。

○議長 平成30年度で御意見はございませんか。

○浅原委員 もう1つ良いですか。新規参入農家、新たな農業経営を営む、参入促進とあるじゃないですか。1人、XXXXXXXXXXの方の見学に行きましたけれど、そのような事例は出てきますか。播磨町ではなかなか出ないような気がするのですが。

○議長 二子のほうでも、明石市との境で今までなかったビニールハウスが結構建っているのですが、そのような人は、いろいろな補助制度を使っているのでしょうか。何かあるのなら、一度、申請してみよかというような形になるのかなと思ったりします。規模やいろいろな条件があって、それにはなかなか達しにくいかもしれませんが、播磨町の広報紙などで新規参入の募集をしていますとか、そのようなことはやったことありますか。

○事務局長 農業のことでは過去にも見たことはないですね。

○議長 新規参入の応募は年中できるような形になっているのでしょうか。何月から何月までしか申し込み期間はないとかそういうことなのでしょうか。

○浅原委員 農業経営なんかは難しいと思うのですよね。趣味で農業をしたい人はかなりいると思うのですが。趣味で農業をしたい人を支援してあげるといようなことはできると思うのです。例えば、この前も農協の方が来られましたけれど、私もふぁ～みんSHOPに登録してしまして、去年、出したのですけれども、趣味で出すのは出せるわけです。

- 議長 そのような人にサポートといたら、農協さんか、播磨町か。
- 浅原委員 播磨町として、そういうことを促進するのですよね。
- 議長 それでは、関連いたしておりますので、議案3号と議案4号、一括して皆さん方の御意見を伺いたしたいと思います。御説明がありました3号、4号の議案につきまして、賛成していただける方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員ということで、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長 それでは、最後になりますが、31ページをお開きいただきまして、報告第1号「農地法第四条第6項の規定による賃貸借契約解約の通知報告のこと」を議題といたします。これにつきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 先ほど、梅谷さんからも説明がございましたが、皆様方、これは報告というので処理させていただいてよろしいでしょうか。特に質問はございませんので、報告第1号は以上をもちまして、報告とさせていただきます。
- 4月の委員会はこれにて閉会といたしたいと思います。
- 次回は5月21日、1時半ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

平成 30 年 4 月 20 日

議 長 澤田 秀隆

---

議事録署名人 佐伯 幸男

---

議事録署名人 福壽 洋三

---